

千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会第2回会議記録概要

場 所：平成23年5月9日（月）午後3時～午後5時26分

日 時：千代田区役所6階 特別会議室

出席者：（委員）5名（定数5名）

（説明者）総務職員課長、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局
監査委員事務局

（事務局）政策経営部長、総務職員課長、総務職員課職員

発言者	発言内容
武藤会長	<p>【午後3時 開会】</p> <p>【松江委員紹介】</p> <p>【政策経営部長、総務職員課長紹介】</p> <p>前回の会議の会議録をお手元にお配りしてある。会議の記録に関しては、要点記録で区のホームページに公表するという形で前回決定している。</p> <p>皆様にご確認いただき、訂正があれば、今週中に事務局に連絡いただき、訂正してホームページに掲載ということにさせていただきたい。</p> <p>本日の会議の進行は、初めに前回、要求があった資料について事務局から説明を受けた後、各行政委員会事務局とのヒアリングを行う。活動実態を詳しく知った上で、検討するという事なので、その基礎的な資料として今日のヒアリングは位置づけられている。</p>
総務職員課長	<p>【資料説明】</p>
武藤会長	<p>全国知事会のものだが、この行政委員の報酬の見直しについては、神奈川県しかないということか。</p>
事務局	<p>現時点で14団体が議論をしている。</p> <p>全国知事会の行革のプロジェクトチームが項目出しをし、神奈川県が一つの例として掲載をされている。</p>
武藤会長	<p>神奈川県以外のところについては、検討中ということは、まだ結果が出ていないということか。</p>
事務局	<p>いわゆる月額・日額の併用支給という結論に達したのが、この資料1にある青森県、熊本県、広島県、そして、この資料に記載するのが間に合わなかったが、秋田県も月額・日額の併用支給を決めている。</p> <p>そのほか、委員によって日額にしたものと、月額を維持しているもの、あとは月額を維持している県と、様々だが、現在14団体について結論</p>

	<p>が出ており、なおかつ見直しを検討しているのが更に7から8団体ある。</p>
外山委員	<p>資料4の世田谷区の報酬等審議会は、選挙管理委員会だけではなく、農業委員会、監査委員、教育委員会について、他も比較衡量したということで、千代田区の検討委員会についてもこのようなものを結果としてつくっていくのではないかと思う。</p>
外山委員	<p>今日ヒアリングをさせていただく教育、選管、監査だが、このうち世田谷区の委員会で話題になっていたが、常勤職として任命されるのは、ポストとしてはどういう方か。</p>
総務職員課長	<p>教育委員会の教育長が常勤。</p>
外山委員	<p>地方自治法上、監査委員は1人を常勤にすることができるとあるが、していない。</p>
総務職員課長	<p>常勤監査はいない。</p>
外山委員	<p>つまり、教育委員会の教育長だけが常勤。</p>
武藤会長	<p>今日、実態を説明いただき、そこで方向性というか、それぞれ委員の皆さんが1人ずつ感覚をつかんでいただいて、次回、それを踏まえた上で議論していく。</p> <p>その際の考え方の基本になるような論点を、学識委員の皆さんに少し出していただいて、それに基づいて議論をしようかなと思っている。</p> <p>例えば報酬の基準というのは何かというと、一般論として言うと、年功か成果かというのが、これまで民間企業の給与の考え方だと思うが、年功というわけにはいかないのが成果、ただ、成果というのも、行政委員会の非常勤の委員に成果を求めるというのは、成果とは別の言い方をしなければいけない。例えば専門的な観点からの判断がどの程度加えられているのかとか、もう一つは判断に行政委員会ゆえに執行責任があるので、その責任の重さはどうかということ。</p> <p>そういうところから判断をしていった場合に、月額なのか、日額なのか、あるいは併用制なのかという議論の考え方の基準が少し議論できればと思っている。あるいは活動実態から見た場合の労働時間に応じた報酬というのも、これまでの報酬とか給与とかを考える上での重要な考え方なので、今日のヒアリングに基づいて、どのような活動があるのか、それは、委員会の当日だけなのか、それとも当日の前、監査にしても、その事前の準備というようなことがどの程度あるのかというようなこ</p>

<p>松江委員</p>	<p>とも、今日のヒアリングで感覚がつかめれば、それをどうカウントするかというようなことも含まれてくる。</p> <p>したがって、簡単に言うと、専門性の程度とか、責任の程度とか、あるいは活動実績とかを判断しながら考えていくべきだろうと思う。</p> <p>それだけなのか、あるいはもっとほかに考慮すべきことがあるのかとか、社会的な経済状況であるとか、物価水準だとか、そこまで公務員給与と同じように考えていくべきなのかどうかというような問題もあるかと思う。そこは、次回以降考えていくが、それほど多くの論点が出てくるわけではないと思う。それに、既に幾つかの自治体で先行して検討されていることもあるので、そうした流れも見ながら、論理的な判断に辿り着ければいいのかなと思っている。</p> <p>今、会長が言われたように、判例の考え方なんかを論理的に当てはめて、純理論的に推し進めればいいのか。それとも目的として、こういうことが理念としてあるのか。目的があるとすれば、報酬についての削減というのがこの検討委員会の大きな目的なのかということ、ざっくりばらんに教えていただければ。そうではなく、現行よりも減った場合、それは結果論で、減額を目的としてやっているわけではないと、論理的に詰めようということなのか、もともと経費削減の目的によって、むしろ論理を組み立てるとということなのか、を率直にお聞きしたい。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>少なくとも、私は、この検討委員会の依頼をされたときに、経費削減を目的としてやってほしいとは言われていない。委員の皆さんもそれぞれ区から依頼があったときに、経費節減を目的としてやってほしいという依頼はないと思う。</p>
<p>吉川委員</p>	<p>私も同じ質問を説明時に申し上げたが、経費削減という答えはなかった。逆に言うと、何が目的なのかよくわからなかったというところもあった。</p>
<p>松江委員</p>	<p>結果論として、こうやって見てみると、やはり大幅に削減になることは事実。ただ、日額・月額併用だと多少減るのかなという気がするが、純粋日額を採用すれば、かなり減るということは想像に難くない。例えば道に迷ったとき、削減の方についていいのか、目的がそれであれば、理論は後から組み立ててしまうところもあるから、大きな方向性としてそういうことも考えておいてもいいのではないかと、率直に聞いておいた方がいいのかなと思って申し上げた。それが目的の検討委員会ではないというのは、私も説明を受けた。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ただ、例外として、例えば名古屋市の選挙管理委員会での署名者の確</p>

	<p>認みたいなのが、選挙管理委員会で作業した場合に、そこに委員が出ていたら、相当日数は増えたかと思う。そうすると、日額制あるいは併用制の方が高くなったかもしれないとは言えるのかなと思う。</p> <p>その意味では、作業実態に合わせていくと高くなる場合もあるということも言えるかなと思うので、今の国も公務員給与2割削減とか言っているので、そういう大きな目標の政党のマニフェストに相当するような目標に向かって、私たちが作業するというのではない。</p> <p>では、何を目的とするのかといったときには、やはり合理的というか、論理的というか、今の社会情勢に即した考え方でもって委員の報酬を出す、そういうことなのかなと思う。したがって、私たち5人の委員は、それぞれが合理的だと思うところを議論して、意見が一致すれば、それが報告になり、意見が一致しなければ、皆さんがそれぞれに、あえて言えば裁判官のような立場から、区民としての立場から望ましい方向性をここで議論すれば、よろしいのではないかと私は考えている。</p>
武藤会長	<p>【ヒアリング（教育委員会事務局）】</p> <p>教育委員会から教育委員の活動等についての実態を教えていただくということで、このヒアリングをお願いしている。</p> <p>それでは、最初にご説明いただき、その後、委員から質問させていただいて、行政委員の報酬のあり方を考える上での参考にしていきたい。</p>
子ども総務課長	<p>【資料説明】</p>
武藤会長	<p>学校視察だが、先ほど1ページのところには、会議以外の視察で回数6と書いてある。説明の中では、委員が一人ひとりで訪ねるということかなと思うのだが、この6回というのは、どういう回数、委員さん一人ひとりが6回ということか。</p>
子ども総務課長	<p>これは、別である。委員会は委員会で、視察はまた別に、ただ、委員一人ひとりが視察されるのではなくて、3人なり4人の方が日程を調整して、見ていただいている。</p>
武藤会長	<p>個人ではなくて、教育委員会として視察をしていると。</p>
子ども総務課長	<p>個人の資格として行くような場合もあるが、2人なり1人で行かれることもあるけれども、多くは委員会活動の一環として行かれる。</p>
吉川委員	<p>1回というのは、1人でもあるし、5人で行ったときも1回という意味か。</p>

子ども総務課長	そうである。
吉川委員	6回ということは、6か所に行っているという人数とは関係なくという意味か。
子ども総務課長	そうである。
小幡委員	年間時間数の計算で、延べではないのか。現実には、1回に3人行ったり、ほかのときに2人だったり、そういうデータではない。
子ども総務課長	これは、一人ひとりの時間である。委員長だと130時間。委員1の方は83時間。
外山委員	同じ項目のところの会議のイメージがつかめないが、もう少し具体的にご教示いただけるか。学校視察の下に会議等とあるが。
子ども総務課長	例えば学校施策連絡会や、社会を明るくする運動委員会や、直接学校教育に関わらないような会議もある。ただ、青少年問題協議会のような教育委員会委員として出席するものもある。 あとは、行事関係、児童館まつり、研究発表会、千代田文学賞・ジュニア文学賞の立会いなど。主催者側として出るということもある。
小幡委員	この行事の入学式、卒業式、運動会等は一人ずつなのか。
子ども総務課長	そのとおりである。
小幡委員	委員長、委員①、委員②、委員③というところで、委員以下、委員①、②、③の中で割とばらつきがある。これは、例えばこの人は今回入学式、どこの入学式に行ったのとか、そういうのというのは、やはり予定が空いている方に行っていただくと、そういう感じで決められているのか。
子ども総務課長	委員長たる資格として行っていただくようなもの。
小幡委員	委員長は、ここにあるもの。委員の1、2、3の方は。
子ども総務課長	委員会の出席状況等で、たまに欠席されたりすると、若干減る。
小幡委員	むしろ他の行事とか、他のものの参加で違ってきているということではないのか。

教育委員会事務局	<p>委員の定数は5人だが、半年くらい委員の欠けた時期もあるので、その分で若干ばらつきがある。あと、本人の都合、例えばたまたまこの方を限定してしまうと、会社の役員の方なので、その他行事の都合が合わないというのがあった。</p> <p>入学式、卒業式については日程が決まっているので、できるだけお願いしているが、その他のことについては、若干、自分の仕事の関係で欠席となっているようだ。</p>
外山委員	<p>関連だが、今の説明だと、委員4の方が教育長ということか。</p>
子ども総務課長	<p>そうである。</p>
外山委員	<p>つまり、常勤職だからここへ入っていないということ。</p>
子ども総務課長	<p>はい。</p>
外山委員	<p>委員④の方がおられて、その委員④の方は委員でもあり教育長でもあるので、先ほどの私の説明のように、常勤職なので、ここに含まれていない。教育委員であるがこの表にはないということ。</p>
武藤会長	<p>そうすると、元東京都教育長の方は、2のところに入ってくる。</p>
教育委員会事務局	<p>そうである。実際のところ、現在、委員長である。</p>
武藤会長	<p>そうすると、就任まで6か月、欠員、これは区民の保護者と書いてあるところ。</p>
教育委員会事務局	<p>実際、引き続き委員をお願いするときに、保護者委員を選出していなければいけないという、法律の改正があり、そのときに委員2人が代わる予定だったが、一人しか出せなかったということで、その部分、欠けている部分がある。要するに、保護者委員の前辺り、ちょっと重なっているが、この前に、6か月の欠員があった。</p>
武藤会長	<p>その結果、年間の活動時間が少なくなっていることか。</p>
教育委員会事務局	<p>そうである。</p>
武藤会長	<p>本当は、これは上に書かれている定例会や視察あるいは教育委員会以外の会議あるいは行事、入学式、卒業式に出るというのは、教育委員として出るというのは、教育委員としての活動だと思うので、いいと思う。</p>

	<p>運動会、その他についても、それがカウントされているのだが、それ以外の活動でいろいろと教育委員の方々が、教育委員会に関連してやっている、表に出てこない活動はどの程度あるのかということが、なかなか把握は難しいと思うが、あるかと思う。委員会するときも、事前に会議の前に資料を見るとか。</p>
<p>子ども総務課長</p>	<p>案件によっては、膨大な資料をその場で読んでいただいても当然議論できないので事前にお配りする。予め資料を読み込んでおいていただいた上で議論していただくようにして、逆に委員会の時間が長ければいいということは決してないので、短時間で凝縮したご議論をいただいた方がより良いと考えている。</p> <p>また、同じテーマで二度、三度やることがある場合は、事前に事務局がアウトラインを説明し、一度持ち帰っていただいて、再度ご議論いただく。いろんな課題がたくさんあり、一度説明をただけで意見をいただくということは、なかなか厳しいところがあり、何しろ守備範囲が広いので、ある程度事前にお伝えした上で、再度、時間をかけて聞くというようなことでやっていることが多い。</p>
<p>吉川委員</p>	<p>2の活動時間のところに書いてある時間以上に、見えない時間がそれなりにあるということか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>それがどのくらいあるのか。この正規の時間の倍くらいだろうか。</p>
<p>松江委員</p>	<p>定例会、臨時会の議論というのは、大体月2回くらいあるということで、これはかなり資料の読み込みとか、研究とか、わからない部分を調べてから臨むとか、その後でいろいろ調査があるとか、多分、ここが一番見えない時間があるのではないかと思う。2番目の会議、その他会議、上記以外の会議、これのイメージが、まだよくわからない。教育委員として要請があって出る会議ということなのか。この会議自体、0.35から3時間くらいの長さでということで、これは定例会とか臨時会とかとは違って、出席されることに意味があるのか、やはり積極的に議論として参加を要請されているのか。</p>
<p>子ども総務課長</p>	<p>議論というか、教育活動に関する行事である。</p>
<p>松江委員</p>	<p>行事、その行事は下にあるので、これとの違いがよくわからない。入学式とか運動会はよくわかるけれども、その他の方が多いので、ここのその他と会議の9とのイメージがいま一つ分からない。</p>
<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育委員として、充て職というわけではないが、例えば、青少年問題</p>

	協議会や、それから、教育委員として出席を要請されている他部署の会議とかがある。その部分の積み上げと理解していただければと思う。
松江委員	2番目のブロックの会議とその他というのは、違いはどこにあるのか。1時間とか、6時間とすごいのもあるので、ほぼ1日拘束されているのではないか。
子ども総務課長	6時間というのは、連合陸上競技会か何か。学校が行う演奏会に1日出席して、それが6時間かかってしまったとか、そういったものとか、あと、学校保健会の総会とか。
小幡委員	こういうのは、年間予定表というか、年間ではなくても二月毎とか、学校の入学式、卒業式、行事は、学校視察で、この辺というのは、大体イメージとしてあるはず。そこに誰が行くのかというように事前にあてはめて決定していくと。
子ども総務課長	学校の行事は、ご指摘のとおり、1年間決まっている。ただ、視察は、1年間予め決めるというのではなく、委員の日程等があるので、2か月、3か月前に予告し日程調整した上で。
小幡委員	それは、逆に言うと、いつでもよいので、大体どこの学校に行くか決めて、日程調整をして決められると。
子ども総務課長	そうである。3か月くらい先でないと、学校の方もなかなか、毎日スケジュールがきっちり入っているので、その調整もある。
小幡委員	一体、何回学校を視察するかというのは決められているのか。
子ども総務課長	特に決まっていない。
小幡委員	それは、年によって違うのか。
子ども総務課長	そうである。その年度で特徴的な教育活動をやっている学校を見に行くということがあるので、機械的に定例的な回数を行うということは、特にない。
武藤会長	そういう個人としてもきちんとした活動は、これは分かりやすいと思う。例えば私たちも大学の授業を1時間やるということは、その前に2時間くらい学生は勉強しなければいけないので、1時間分は2時間か何か事前の予習とか復習とかをカウントする。そういう意味では、教員も、

	<p>その準備時間をもらっているの、例えばこの定例会には、数として3倍くらい、本当の必要な実働時間になっていくだろうというような想定をすることは可能である。</p> <p>それ以外の、個人的に、保護者としての立場から出てくるというのは、自分の学校へ行くことも保護者の立場の確認あるいは保護者委員としての役割を遂行するためのいろいろなことにつながっていく、自分の子どもを、例えば迎えにいくとか、委員としての活動と、そこは渾然一体となっているという側面がある。</p> <p>そういうのは、どうカウントするかというのは、なかなか難しい。他の委員の方も教育委員会から依頼されて行事に出ていく以外の活動が、どの程度教育委員会に反映されていくかというようなことをある程度正確に反映するような、何時間教育委員会が活動したかというのは無理なので、何か類推をしなくてははいけない。</p> <p>そうすると、委員の皆さんの、ここに出てこない活動というのは、どの程度考えればいいのか。私たち直接教育委員の経験もないし、実態もわからないので、同じくらいの時間がかかると言われればそうかと考えざるを得ないけれども、そこら辺の教育委員の報酬を考えるとということなので、事務局さんの感想、きっちりとしたデータは当然ないだろうと思うが、何か感想みたいなものを教えていただきたい。</p>
子ども総務課長	<p>定例会で報告事項を事務局から説明するが、それはすべて抽象的な説明という問題がある。そこを具体的にどういうことをやっているかということを理解いただくために、委員独自の発意で活動について視察なり行かれているが、そういったことに対して事務局の方に費用の請求といったことは特別にないと思う。</p>
武藤会長	<p>費用の請求をすることは。</p>
子ども総務課長	<p>できるが、自主的に参加いただいているものに関しては、事務局で積極的に聞くが、全ての把握はできないというのが実態である。</p>
武藤会長	<p>少なくとも、このデータに出てくるのは、それを把握しているものだということ。例えばその他の19回も、ある委員さんが出たところの報告があって、それをカウントしているのか。</p>
子ども総務課長	<p>結局、数値化したものというのは、ある程度費用負担をしたものに対しての実績についてはカウントできるが、未払いということはないけれども、個人的に見に行くようなものも多分あるのではないかと。あるいは保護者委員の千代田区のお住まいの方で、地元ということではなくても、事務局から報告があったら、ちょっと興味、関心があるから行こう</p>

	<p>かなということ、ちょっと見てくるようなことも、当然それはあろうかと思うし、実際、そういう行動をされていることは実態としてある。事務局で、本当に書類だけの説明だけだと、どうもなかなか理解ができない、意見を言えないということ、これを補完するために、現場に行きたいという思いは、とりわけ委員はお持ちであると、我々は理解している。</p>
武藤会長	<p>この教育委員としての活動はハードであるとか、あるいは報酬に見合っている活動か、委員自身にお聞きしたいという感じはする。</p>
子ども総務課長	<p>ハードというよりも、千代田区の教育委員だという使命感は非常に持って、あらゆることをされておられるというのは間違いないと思う。教育委員故にこんなことをしなくてはいけないということで、委員会がなくてもいろいろと事務局の方にお尋ね等はある。また、逆にそのように見られていることから、常に識見とかを高めていこうという努力はされているのではないかと思う。</p>
吉川委員	<p>教育に熱心の方がやっということ。</p>
小幡委員	<p>こういう聞き方をしては失礼になるかもしれないが、例えば委員間のばらつきがある。この委員2の方は、固定でお金をいただいている形になっているわけであるが、それでできるだけ出席しなければいけないという使命感もおありと思うが、現実には、なかなか仕事との関係で行けないと、かえって日当というか、現実には委員会に出席した分だけいただけるという方が楽だとか、そういうようなことをおっしゃるということはないか。</p>
子ども総務課長	<p>そういう前提で活動されていないので、今後、そういう変化が、他の自治体のように定額プラスというようなものもあるかもしれないが、今までそういうことがないことに対して、これではやはりしんどいから日当にしてよというようなことは、議論は特にしたことはない。</p>
外山委員	<p>先ほどからこだわって恐縮だが、委員としての教育長がいることで、その教育長が、常勤であるが故に、本来、委員会委員長がやる仕事も、積極的にされているという部分はあるか。</p>
子ども総務課長	<p>そこは、役割分担で、差配するのが事務局長の仕事であり、事務局としてやること、あるいは教育委員会全体として判断すべきこと、方向性を出すことについては、切り分けて考えているとご理解いただければと思う。例えば、何か大きな考え方の方針が事務局としてある程度用意させていただいたとしても、やはり委員のご意見というのは尊重しなければ</p>

<p>外山委員</p>	<p>ばいけない。微妙に違うところについての判断というのは、そこは委員会の委員のご議論の中で少し変わっていくというところは当然ある。</p> <p>教育長の活動実績はこの資料には入っていない。</p>
<p>子ども総務課長</p>	<p>この資料には入っていない。更に言えば、学校数が、千代田区は少ないが、教育委員だけでは足りないので、幹部職員も大体全員、教育委員会として挨拶はさせていただく形でやっている。その機会に教育委員は、各学校施設を回りながら、生の声、意見交換等もする機会になっていると思う。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ヒアリングはこれで終了させていただくということで、また、質問については、事務局を通じて出させていただく、また、そのときはよろしく願います。</p> <p>【教育委員会事務局退室、選挙管理委員会事務局入室】 【ヒアリング（選挙管理委員会事務局）】</p>
<p>選管事務局長</p>	<p>【資料説明】</p>
<p>武藤会長</p>	<p>期日前投票のとき、委員は、期日前投票所に交代で立会うのか。</p>
<p>選管事務局長</p>	<p>千代田区は、区役所で期日前投票をやっているが、半日交代で詰めていただいている。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>その時間は、ここにカウントされているか。</p>
<p>選管事務局長</p>	<p>カウントしている。行事の欄に、期日前投票所当番と書いてあるかと思う。期日前投票は、告示日の翌日から投票日の前日までで、一応、午前と午後、それぞれ3時間ずつ割り当てをして、交代で順番に出勤していただいている。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>もう一つは、名古屋市の署名人の確認のような場合は、委員はどのように関わるのか。選挙人の署名をした人の、それが本当かどうかという確認をする作業が、最初は達していないとか、見直したら達していたというようなことがあった。その場合、まさか委員がするわけではないと思うが。</p>
<p>選管事務局長</p>	<p>私どもが補助の機関となっているので、まず、私どもの方で事務的に下調べをし、事務的にはこういう結果が出たということで報告をして、</p>

武藤会長	それについて審議いただいて決定していくという形になろうかと思う。 では、委員は、最後の決定のところだけを受けると。
選管事務局	端的に言うと、過去に直接請求が千代田区でもあったが、今の事務局メンバーになってまだ直接請求がないもので、どう関わっていくかというのがやったことがないというのが現実である。
外山委員	局長からもお話があったように、提示いただいた年が非常に忙しいと年だったと思うが、平時というか、何もないときでどのくらいなのかという疑問が率直にわくが、それは何割減とか、行事の部分とか、それから臨時会も大分減ると思うが、その辺はいかがか。 先ほど会長から質問があった投票所の当番とかがなくなるということか。
選管事務局長	はい。
武藤会長	ピーク時に合わせて、忙しい年に合わせて報酬が決められているのか、それとも平均値で決められて、忙しいときは持ち出しとして我慢してくださいよと、ボランティアと、こう考えているのか、何かそこら辺の考え方はどうなのか。報酬水準と活動量。
選管事務局長	そこは条例で定まっているものなので、私ども口出しできないところである。やはりそこは考え方としては、4年間を通すと、一応すべての選挙があるということになるので、中には選挙のない年もあるかもしれないが、そういう4年間をトータルに見て、それを平均的に見れば、これくらいということで、その差に応じた報酬という形になっているのかなと理解している。
小幡委員	4年任期だからということ。
選管事務局長	はい。
小幡委員	忙しい年も、そうでない年もあるけれども。
選管事務局長	別に、忙しい年から手当があるとか、そういうこともないので、常に一定ということである。
小幡委員	これは、全員一斉に4年間で代わるのか。

武藤会長	そうである。
選管事務局長	ただ、議会の選出なので、当然、引き続き選ばれる方もいる。
小幡委員	再任という形でね。その場合にも4年か。
選管事務局長	そうである。4年。
小幡委員	1点だけ、自営業の方でないと、なかなか難しいだろうという話だが、議会在選挙で選ぶけれども、そこは大体その中からピックアップされた候補者で議会の議決を経るというかたち。
選管事務局長	いや、事前の説明とか、何も無い。議会の中で投票して、その議会の中では、事前にいろいろ打ち合わせとか調整はされていると思うが、私のところでは、そういう話は一切ない。
吉川委員	議員経験者は。
選管事務局長	現在の委員の中には、議員経験者が1人いる。別に枠としてあるということではない。たまたま現在の委員さんの中にそういう方がいるということ。
松江委員	訴訟に関する事務というのを先ほど言っていたが、選挙訴訟だと思うが、まず、私は訴訟が起こって、もし、その事務に関わるということになると、法廷に行く、行かないということよりも、見えない時間というのはものすごい取られる大変な作業だと思うが、まず、現在、選挙訴訟というのはあるのか。
選管事務局	千代田区はない。
松江委員	具体的に何か起こった場合、選挙管理委員会がどういうふうに、これは当事者として選管を訴えるのか、区を訴える。
選管事務局	まず、異議申立てなので、選挙が無効なのかどうかという1つの申立てと、当選の異議の無効と2種類あるけれども、いずれにしても、まずその選挙によって申し立てるところが違って来る。区長選挙とか区議会議員の選挙であれば、まず、千代田区の選管が申立てを受け、受理をし、それを却下するか否かを、まず、選挙管理委員会で決める。
松江委員	受ける元になるわけ。そうになると、膨大な作業量になると思うが、今

	のところで特にそれは。
選管事務局	ない。
武藤会長	その場合も選挙管理委員会が大変なことになると思うが、委員が何かそういう訴訟に関して準備するとか、委員が訴えられるということではないと思うので。
松江委員	ただ、個々の準備をしたり、審理したりということになれば、どうカウントしていいかわからないような仕事が山のように出てくるのではないかと思う。
小幡委員	ただ、基本的には最終決定は委員がすると思うが、いろんなことを調べたりするのは事務局、そういうこと。
武藤会長	あとは、専門的な部分について、確かに重要な決定だが、自営業の方が、特に専門的な知識とか、そういう観点が考慮されてここで選ばれているのか、あるいはそうではないのか。あるいは実態として専門的な知識の判断が必要な、委員にそれが求められることがあるのかどうかということだが。特に選挙管理委員としての重要な判断とか、私は余りイメージが沸いてこないけれども、誰でもできる仕事とってしまったら叱られると思うが、そうではないと言った場合の、どんな専門性が必要であるという説明は可能か。
選管事務局	議会がどういう方を選挙して、選挙管理委員が選ばれてくるのか、まるっきり選管事務局はわからない。この方であると渡されるだけである。その中で選ばれた方に対しては、研修会等はある。
武藤会長	研修会は行う。
選管事務局	東京都なり、特別区で選挙連合会、そういうところでの研修会等はあるけれども、そのほかに、やはり専門的にどうこうといわれると。
武藤会長	専門性ではなくて、むしろ会派の問題か、実態は。
選管事務局	会派は、選ばれるときに各会派から2人以上は選ばれないようになっているので、3人固まって会派の政党色の強い方が選ばれるということはある得ない。それは、もう議会の方で全部選んでくるので。
吉川委員	ということは、各会派の推薦制なのか。

選管事務局	それも分からない。
吉川委員	それでないと、2人でなくて3人になったりとか、実態がわかっていないということはある得ないのではないか。
選管事務局長	選任の要件というのが、選挙権を有するものに、人格が高潔で政治及び選挙に関し、公正な識見を有する者と。非常にいろいろと広範な仕事があるので、そういう専門的というか、幅広い視野というか、区民の目線で見ると、そういうことが大事なのかなと思うけれども、やや学識経験者みたいな形での知識ではなくて、町の代表者というような形での全体を幅広く公正に見ることができる知識・見識を持っていることが大事。
小幡委員	民主的な選挙を、事務をつかさどってもらうから議会が選び、特に専門性は必要ないと。どういう専門性かという、なかなか分からない。
武藤会長	例えば事務局の準備とか、方針とか、そういうことに選挙管理委員会として修正指示があるとか、ここは今度の選挙はこうした方がいいとか、委員会としてリーダーシップを発揮するようなことというのは、どの程度か。
選管事務局長	例えば1つ、若年者対策として、若い人の投票率が非常に低いということがあり、それに対する対策というのがどうあるべきか、ということで、今、選挙名簿に初めて登録された二十歳の方について、リーフレットをお配りしている。それは、あなたは選挙人名簿に登録されました、選挙権がございます、だから、選挙は大事なものですから、必ず投票してくださいと、そのような趣旨のものを印刷し、お配りした。
武藤会長	その場合は、事務局で準備した案を選挙管理委員会がよしと言っただけだとリーダーシップ発揮はないと、私は前回言った。そこはこうしろと委員会から指示があって、事務局としてこうしたということだったら、選挙管理委員会としてのリーダーシップが発揮されたと理解する。今の話で言えば、事務局で準備したものが承認されただけではないかと思う。
選管事務局長	あと、同じく若年者対策ということで、成人の日に、今年から模擬投票というのを実施している。これについては、委員から、他区でもやっているが、こういうのをやってみたらどうかという話があり、今年から実施して、好評だったというようなことはある。

外山委員	啓発の部分で、そういうことがときどきあると、そういうこと。
選管事務局長	そうである。
武藤会長	あと、各委員の活動時間のところを見ると、委員長と他の委員の間の差、1時間から数時間しかないが、これは委員会が全体として活動することが多いと、特に、連合会の委員長会議とかで出席する程度であるということか。
選管事務局長	いわゆる委員長会というのは、委員長だが、それ以外というのは、ほとんど全てとっていいくらい4人で一緒に行動しているので、ほとんど差はないかと思う。
武藤会長	議会に選任の理由とか、やはりなぜ選任したのか、どういう意味でこの方を選任したのか、それを確認することはできないか。難しいか。
選管事務局	結果しかこないの。
武藤会長	それは、会議録とかそういうのは一切ないのか。
選管事務局	会議録は見たことはない。いきなり投票か、前回は話し合いでいきなり決まったと聞いているだけで。
武藤会長	どういう観点から選任するのか。
選管事務局	我々の事務局の方には相談はない。
武藤会長	事務局としては、聞きづらいか。
選管事務局	聞きづらいというのは確か。
武藤会長	では、こちらの委員会から議会に聞くか。
小幡委員	それがないと何にも、どういう観点で選ばれているかということ。
武藤会長	議会に聞くしかない。今、実は一番問題となっているのは選挙管理委員会である。教育委員会も監査委員も専門的な業務があるので、誰でもできるという仕事ではない。そこはきちんと説明していただかないと、こちらは理解できないので、選挙管理委員会として聞きづらいということだったら、こちらからお聞きするしかない。

選管事務局	聞きづらい。
小幡委員	こちらから聞いてお答えいただけるか、つまり、こちらは区長の依頼を受けている。だから議会との関係というのはちょっと微妙かもしれないので、こちらの言ったことを議会がそのまま受けるかどうかというのもわからないと、今回は。要望か。
武藤会長	それは、どのようにするかは考えて。では、選挙管理委員会へのヒアリングというのは、これで終了する。 【選挙管理委員会事務局退室】 【休憩】 【監査委員会事務局入室】
監査事務局長	【資料説明】
武藤会長	委員の選任に関して、手続的には、議会の同意を得て区長が選任すると、その案をつくる場合に、選任の要件として書かれているが、これは事務局として委員の候補を出すのか。
監査事務局長	あくまでも監査委員を選任するのは区長なので、区長という機関が選任する。当然に監査委員は、この人どうだろうというときに、多分区長部局の方で、その調査はすると思う。
武藤会長	人格が高潔だと。
監査事務局長	そこで監査委員事務局が関わるということは、基本的にはない。
武藤会長	機関としての区長に聞かなければいけないが、その際、専門性、例えば公認会計士であるとか、そういう監査するための専門的な知識があるかどうかというのは、確認をする。
監査事務局長	当然、その辺は、調査をし、専門的な知識、経験を持った方を推薦されると思う。
武藤会長	2人とも大学の先生であるが、議選の方の監査委員は、何かそういう議員の中でも会計の仕事をやっている方とか、あるいは資格を持っている方とか、そういう選任の仕方をするのか。

監査事務局長	<p>その辺は、先ほどの話と同じで、事務局は一切タッチしないので、形式的には、議員選出も区長が選任をして、それで議会の同意を得るという手続は変わらないが、その前の段階というのは、いろいろ議会の中で話があるだろうなというふうには想像している。</p>
武藤会長	<p>毎週木曜日に行われるという定期監査については、例えば資料の2ページの最初に、4月23日に定期監査が行われているが、ここの実施の仕方、何をどのように監査するのか、概略で結構なので説明願う。</p>
監査事務局長	<p>まず、この委員監査をする前に、事務局が事前調査を行う。ここで言えば、対象所属で支出等があった書類全部を監査委員事務局に提出して、それを我々事務局がすべて見る。その中で問題があれば、今度は事務局として監査委員に報告をするということになっている。課によっては事務的な指摘事項はないというところもあるし、事務的な指摘事項が、多岐にわたるところもある。それは、毎年、毎年言われていることであるが、事務局でそれを全部チェックして、それで監査委員に、この監査をする前に、事務局の指摘事項について、監査委員に報告をして、監査委員はそれを踏まえた上で、今度は、行政監査もできるので、支出、あと予算の執行だけではなくて、その課でやっている事業の在り方、こういう事業が本当に必要なのか、あとは何かものを購入したときに、本当に購入しなければいけなかったのかということまで踏み込んで監査を行っている。</p> <p>普通の監査の方法としては、監査対象課の課長が入る前に、事務局からその説明をして、それで各課の監査、例えば4月23日であれば、3つの課をやり、それが終わった後に、事務局を入れて、今度は、この課は終わったので、次の若しくは次の次のと、幾つか先のこの監査の予定の課があるので、その課で、どんなことを今度は掘り下げてやっていこうかというような議論をして、その中で、この課については、こういうところを深く監査しようということで、また、事務局はそれに基づいて、そこも重点的に事後的に監査をするということをやっている。</p> <p>それと、監査委員は3名おり、1名欠席する場合もある。欠席した監査委員には、監査資料や話し合った内容を、資料を送って、あとは内容については、メールで本人に送っている。それで、必ず本人から、今回欠席した部分の監査について、ほかの監査委員の意見、その他についても必ず返事もらっている。この資料についても、全部目を通していただいて、それに対して、こうだという意見、また、次の監査をやるときに、例えば4月23日であれば、5月14日の監査のときに、こういうことを掘り下げて調査したらどうかとか、そういうこともやっている。</p> <p>あと、監査委員に対しては、週1回は監査をやるので逐一、区のいろいろな計画や重要事項など資料等を渡して情報提供をしている。また、</p>

	<p>それに対して意見があればメールで返していただくというようなことをやっている。</p>
外山委員	<p>最初のページの2だが、識見監査委員の1、2と呼んでいる方の間に、かなり活動時間の差があるが、これは一般的にこのくらい出てくるのか。あるいはどちらかが代表監査委員で、その職務が多いのか。</p>
監査事務局長	<p>これは、1の方が代表監査委員である。2の方が大学の教授である。大学の授業は外していただいているが、大学の方の仕事が急に入ってしまうということもあるので、その辺で、時間で見ると少し差がでてくる。</p>
外山委員	<p>3分の2のところ、欠席が多い方が。</p>
監査事務局長	<p>メールで資料も送って、あと監査委員については、その次に欠席をするということであっても、事前に監査をするというのが、もう既に決まっているので、監査に対する意見とか、深く掘り下げていく点、などは必ず出していただくことになっている。</p> <p>したがって、監査の4週前程に、この課はこういう仕事をしているという資料を事務局で作り、その資料を渡して、それで意見をいただいている。</p> <p>監査委員3人が3人それぞれ個別に意見を述べるけれども、ただ、欠席だから何もしないということではないと理解している。</p>
外山委員	<p>特別区ということで、外部監査制度導入後、何か変化があったか。</p>
監査委員事務局	<p>外部監査制度は、現在導入していない。</p>
小幡委員	<p>外部監査制度が入っていないとすると、住民監査請求は全部こちらにくる。今はたまたまないということだが、これが山とくることもあり得る。</p>
監査事務局長	<p>あり得る。</p>
小幡委員	<p>そうであれば、突如仕事量が増えるということになると思うが、今、千代田区では、例年でいうと、余りない状態が続いていると。</p>
監査事務局長	<p>大体1年間に1件、2件くらいは、このところある。</p> <p>22年度は2件、20年度は5件、19年度は1件ということで、少ないといえば、ほかの世田谷区とか、ああいうところに比べれば、住民監査請求は少ない。あと、東京都とかはすごい量である。</p>

小幡委員	でも、万一何かあってどっと来でしたら。
監査事務局長	大変だと思う。
小幡委員	結構住民訴訟になっているので、東京都とか世田谷区とか、ただ中身に入らなければいけないと、そういうところも当然あると思う、本来は。
武藤会長	委員の活動として、定期監査なんかをする場合、事前に何か準備すること、休む場合には、資料をもらうとか、休んだ場合に出席した場合と同じような活動を求められるのはいいとして、事前に出席する場合、何か資料を全部見ておくとか、そういう準備とか、これは必要なのか。
監査事務局長	<p>先ほども申し上げたが、まず、事前に、監査する課でどんな仕事をしているのか、あと、その課の重要事項とか、それを事務局でまとめ、何回か前の監査が終わった後に資料を渡してレクチャーをするということと、あと、前回か前々回くらいまでにある程度どういことをやるかというのを監査委員3人の中で話をしていただくという準備をしている。</p> <p>それと、事務監査、事務局でやる部分について、ある程度重要な事項があれば、事前に監査委員にお知らせをするということはあるが、今の段階だと、事務監査は当日になってしまう。</p> <p>あと、監査委員独自で、全部の課ではないけれども、この課について、自分なりにこういうことはどうなのかという質問はくる。資料要求とか、こういう資料を何日までにそろえてほしいというようなことがあれば、資料をそろえて監査前に郵送したり、メールで送っている。</p>
武藤会長	それは、3人の委員が同じくらいそういうことがあるということか。
監査事務局長	議員選出委員にも同じ資料を送るけれども、それほどはない。ゼロということではないが。
松江委員	例えば開催日と所要時間を見ると、350分とか420分とか、ほぼ1日。また、4ページを見ると、監査計画検討のための日も1時間くらいある。そうすると、私のイメージ的では、ここではレクチャーするというのは、まずこの中だと思うので、ここでやること以外に持ち帰る作業が膨大というよりも、ここそのものが作業時間と見ていいのか。
監査事務局長	この監査計画検討というのは、これは1年の監査計画をつくる。何月何日に何課と何課をやるということで、それはスケジュールの調整みた

<p>松江委員</p>	<p>いなものである。監査する内容については、前述のように、監査が終わって、30分なり1時間くらい時間があれば、そこで3人の監査委員と事務局長が話をし、いろいろ意見をいただく。</p>
<p>監査事務局</p>	<p>その時間は、これに入っているのか。300とか400とかいう時間に。</p>
<p>松江委員</p>	<p>こちらの資料が平成21年度の1年間の資料となっており、局長が説明した監査に関する監査委員に対する検討の事項等については、平成22年度から始めているので、この21年度の資料の中には、その時間は入っていない。新たに監査の中身の充実を図るという意味合いで、そういったことを実施していこうということで、監査委員との間で話し合いをして、22年度から始まったものがある。</p>
<p>監査事務局</p>	<p>仮に22年度の表が入ってきたら、その所要時間の中にそこも入ってくると。</p>
<p>監査事務局</p>	<p>またそこが別に入ってくる。</p>
<p>監査事務局長</p>	<p>現実に、木曜日の委員監査には、一応、9時半から開始するというところで、大体9時10分とかくらいに来ていただいて、それで事前に説明をして、それですと1日中やってしまう。次の次くらいの打ち合わせを含めて、大体5時頃になってしまい、たまには5時を過ぎることもある。結構、1日の拘束時間というのは、他の行政委員よりはずっと長いので、その日は必ず1日空けていただくということをお願いしている。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>でも、年間時間数で見ると、そんなに変わらなくなってしまうのは、どうしてなんですかね。教育委員は132時間、委員で83時間、それから選挙管理委員会では委員長が141時間で委員が131時間、124時間とか、それに比べると、代表監査でも116時間だし。</p>
<p>外山委員</p>	<p>厳密に監査委員事務局ですから、厳密に。</p>
<p>監査事務局長</p>	<p>21年度の資料だが、21年度は、私はおりませんでしたけれども、多分、このカウントをする時間というのが、実際に監査をしている時間、ですから、1課に大体1時間弱くらいかかりますので、そうすると、1日木曜日やって、3時間くらいということでカウントしているんだと思います。</p> <p>それで、今、22年度からは、なるべく早く来てもらって、事前に説明をして、終わってから先の監査をするところの打ち合わせと、この21年度には、例えば3つの課をやるということで、3つの課をやり終</p>

	<p>わったら、それで終わりということで書いていただいていたと思う。</p> <p>今は、22年度からは、終わってから次の打ち合わせをしようということで、監査を一層充実というか、効果を上げるためにそのようなやり方を22年度からとっている。</p>
外山委員	<p>仕事柄、普及啓発などないので、それが入ってこない。</p>
武藤会長	<p>それにしても、毎週、回数からいうと、ずっと多いのに、この時間で余り出てこない、どうしてかなと思うけれども、それは、今、言われた本当に監査の部分に会議だけのようにカウントしているということは大きいかなと思う。</p>
監査事務局長	<p>監査委員を擁護するわけではないが、拘束時間はすごく長い。我々職員と同じくらいに拘束している。ただ、当然に昼も休むし、出先の場合は移動もあるので、この数字をつくったのは、実際に監査をやっている時間と。</p>
監査委員事務局	<p>移動時間も含めた部分もあるが、昼食などの部分を外しているので、全体として拘束している時間は、ここに出ている各監査委員の時間よりは多く拘束するような形にはなっていると思う。</p>
武藤会長	<p>②の委員は欠席はするが、きちんと意見はまとめられて、意見をつくるために資料を見なければならず、この時間だけで仕事はやっていないとは言えないと思う。</p> <p>では、分からないことが出てたら、事務局を通じてお尋ねするということで、ヒアリングはここまでのです。</p>
武藤会長	<p>【監査委員事務局退室】</p> <p>引き続き今後の方向について少し議論をしたい。</p> <p>今日のヒアリングでわからないことがわかってきたということだと思ってくれるけれども、監査委員はかなり活動量がある、教育委員についても、それなりに専門性も求められるし、活動もある。どうも一番ここでの検討の対象になりそうなのは、選挙管理委員会だが、選挙管理委員の選任についてどう調べるか。</p>
総務職員課長	<p>それは、議会に当たってみる。聞かないことには話は始まらないので、聞いてみる。</p>
武藤会長	<p>こういう検討委員会が、立ち上がっているということは、勿論議会も。</p>

総務職員課長	もう報告している。
武藤会長	検討委員会との関係で質問がきたということは、議会でも分かってもらえる。
総務職員課長	議会というよりも事務局で資料がもしあれば、議会事務局と調整してみる。
武藤会長	<p>それでは、今後の進め方だが、今日の議論・ヒアリングを踏まえて、どのように考えていくかということについて、少し考え方や論点を、それぞれにお考えいただき、とりわけ、学識の小幡委員、外山委員、私も考えてくるので、考え方をそれぞれに整理し、自分の考え方はこうだということを書いていただければいいかなと思う。</p> <p>そういうことを切り口にしながら、ここに出てきたほかの事例や千代田区のヒアリングを踏まえて、少しずつ議論していければと思います。</p>
武藤会長	<p>【日程調整】 今回は、5月23日の2時から。事務局から改めて通知する。</p> <p>【午後5時26分 閉会】</p>